

第4期東金市障害福祉計画

平成27年3月
東 金 市

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	3
3 計画の期間及び見直しの時期.....	4
第2章 障害者総合支援法について.....	5
1 障害者総合支援法の特徴.....	5
2 障がい者等に対する福祉サービス.....	6
3 障がい者施策の動向.....	7
第3章 計画の基本方針.....	9
1 計画の基本理念.....	9
2 計画の基本的視点.....	9
第4章 第3期計画の実績について.....	11
1 訪問系サービスの利用実績.....	11
2 日中活動系サービスの利用実績.....	12
3 居住系サービスの利用実績.....	13
(1) 施設入所サービスの利用実績.....	13
(2) グループホーム・ケアホームの利用実績.....	14
4 相談支援の利用実績.....	15
5 地域生活支援事業の利用実績.....	16
(1) 相談支援事業.....	16
(2) 意思疎通(コミュニケーション)支援事業.....	16
(3) 日常生活用具給付事業.....	17
(4) 移動支援事業.....	18
(5) 地域活動支援センター(機能強化)事業.....	18
(6) その他の事業.....	18
第5章 障害福祉サービス等の充実による地域移行・就労移行等の目標.....	20
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行.....	20
2 地域生活支援拠点等の整備.....	21
3 福祉施設から一般就労への移行等.....	22

第6章 障害福祉サービス等の見込量とその確保のための方策.....	24
1 指定障害福祉サービス・指定地域相談支援又は指定計画相談支援の見込量.....	24
(1) 訪問系サービス.....	25
(2) 日中活動系サービス.....	26
(3) 居住系サービス.....	29
(4) 相談支援.....	30
(5) 障害児通所支援.....	31
2 サービスを確保するための方策.....	32
(1) 訪問系サービス.....	32
(2) 日中活動系サービス.....	32
(3) 居住系サービス.....	32
(4) 相談支援.....	32
(5) 障害児通所支援.....	33
第7章 地域生活支援事業.....	34
1 概要.....	34
2 事業の種類.....	34
3 各事業のサービス見込量とその確保のための方策.....	35
(1) 理解促進研修・啓発事業.....	35
(2) 自発的活動支援事業.....	35
(3) 相談支援事業.....	35
(4) 成年後見制度利用支援事業.....	36
(5) 成年後見制度法人後見支援事業.....	37
(6) 意思疎通(コミュニケーション)支援事業.....	37
(7) 日常生活用具給付事業.....	37
(8) 手話奉仕員養成研修事業.....	38
(9) 移動支援事業.....	38
(10) 地域活動支援センター.....	38
(11) 任意事業.....	39
第8章 計画の推進のために.....	41
1 計画達成状況の点検及び評価.....	41
2 関係機関等との連携.....	41

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

東金市は、人と人とのふれあい、自然とのふれあいを大切にした人づくり・地域づくりを通して、市民一人ひとりが安心して安全に、いきいきと暮らせるまちづくりを目指すため、平成13年3月に「東金市障害者計画」を策定し、各種の障がい者施策を推進してきました。

平成23年3月には、「第2期東金市障害者計画」を策定し、『障害のある人もない人もぬくもりの地域で共に暮らせるまちづくり』という理念のもとに、障がいのある人もない人も共に愛着のある東金市で暮らせるように、障がいのある人を支える施策・事業の推進を図るとともに、市民と協力してぬくもりのある地域づくりに取り組んでいます。

また、障害福祉サービス提供の実施計画として平成19年3月に「東金市障害福祉計画(以下、「第1期計画」という。)」を策定し、現在は、平成24年3月に策定した「第3期障害福祉計画(以下、「第3期計画」という。)」に基づき、障がい者及び障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス、地域生活支援事業、相談支援の提供体制の確保に努めてきました。

国においては、平成15年度に導入された「支援費制度」により、従来の措置から契約へと自己決定を促す制度に改められましたが、その後、支援費制度の問題点の解消を図るべく、平成18年に障害者自立支援法が制定され、障がい者の就労支援の強化など、自立を促す制度へと変更されました。

さらに、平成22年12月に行われた障害者自立支援法等の一部改正により、利用者負担が応益負担から応能負担へと見直されるとともに、発達障害を障害者自立支援法の対象とすることの明確化、基幹相談支援センターの設置など相談支援体制の充実、放課後等デイサービスの創設などの障がい児支援の強化、同行援護の創設など、地域での自立生活のための支援の充実などが行われることになりました。

その後、平成24年6月に成立した「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」による平成25年4月からの施行分として、法律の名称が「障害者自立支援法」から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、「障害者総合支援法」という。)」に変わったこと、障がい者の定義に難病等が追加になったこと、平成26年4月からは、重度訪問介護の対象者が拡大されたことや、共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化などが実施されました。

その他にも、障がい者を取り巻く環境としては、平成24年施行の「障害者虐待防止法」、平成28年4月施行予定の「障害者差別解消法」などにより障がい者の権利を守ろうとする動きや、平成25年4月施行の「障害者優先調達推進法」による、障害者就労施設からの受注機会確保の拡大を図るなど、第3期計画策定以降も新たな施策が講じられています。

「第4期東金市障害福祉計画(以下、「第4期計画」という。)」は、このような国の動向や本市を取り巻く状況を十分に踏まえつつ、平成26年度で計画期間を終える第3期計画の達成状況を検証した上で、障がい者施策のなお一層の充実を目指して、障害福祉サービス等の具体的な数値目標とその達成方策を明らかにするために策定しました。

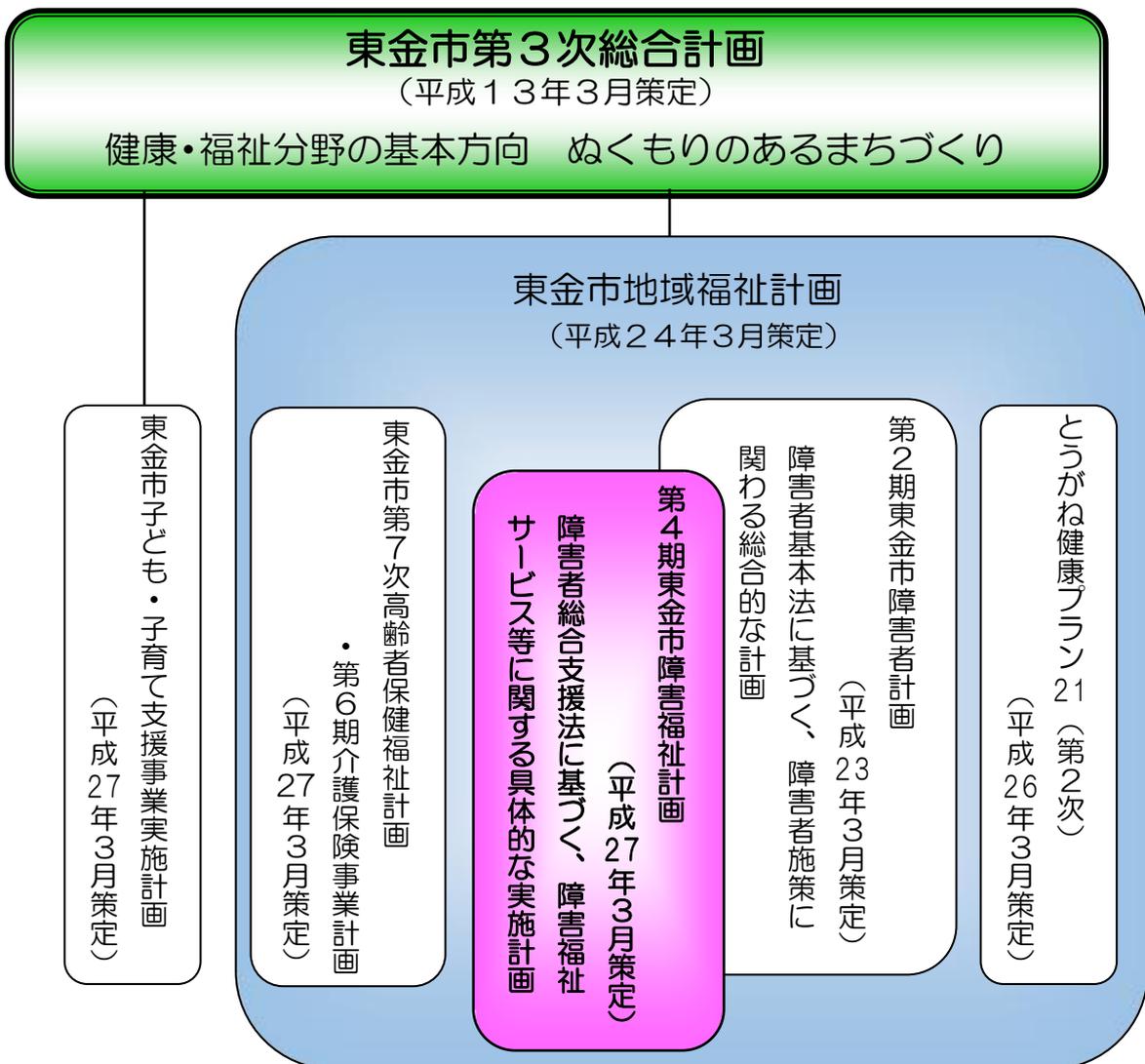
※「障がい」の標記方法について
本計画では、「障害」について「障がい」と標記をしています。(ただし、法令等で漢字で決められている単語などは除きます。)

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第88条の規定に基づく法定の計画で、本市市政運営の最上位計画である「東金市第3次総合計画」における部門別の計画である「第2期東金市障害者計画」に定めた各種障害者施策のうち、障害福祉サービス等の提供に関する具体的な実施計画として位置づけます。

また、本計画は、「東金市地域福祉計画」「東金市第7次高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画」「とうがね健康プラン21(第2次)」や「東金市子ども・子育て支援事業計画」など、他の本市保健福祉施策に関する計画とも整合性や連携をとりながら推進していきます。

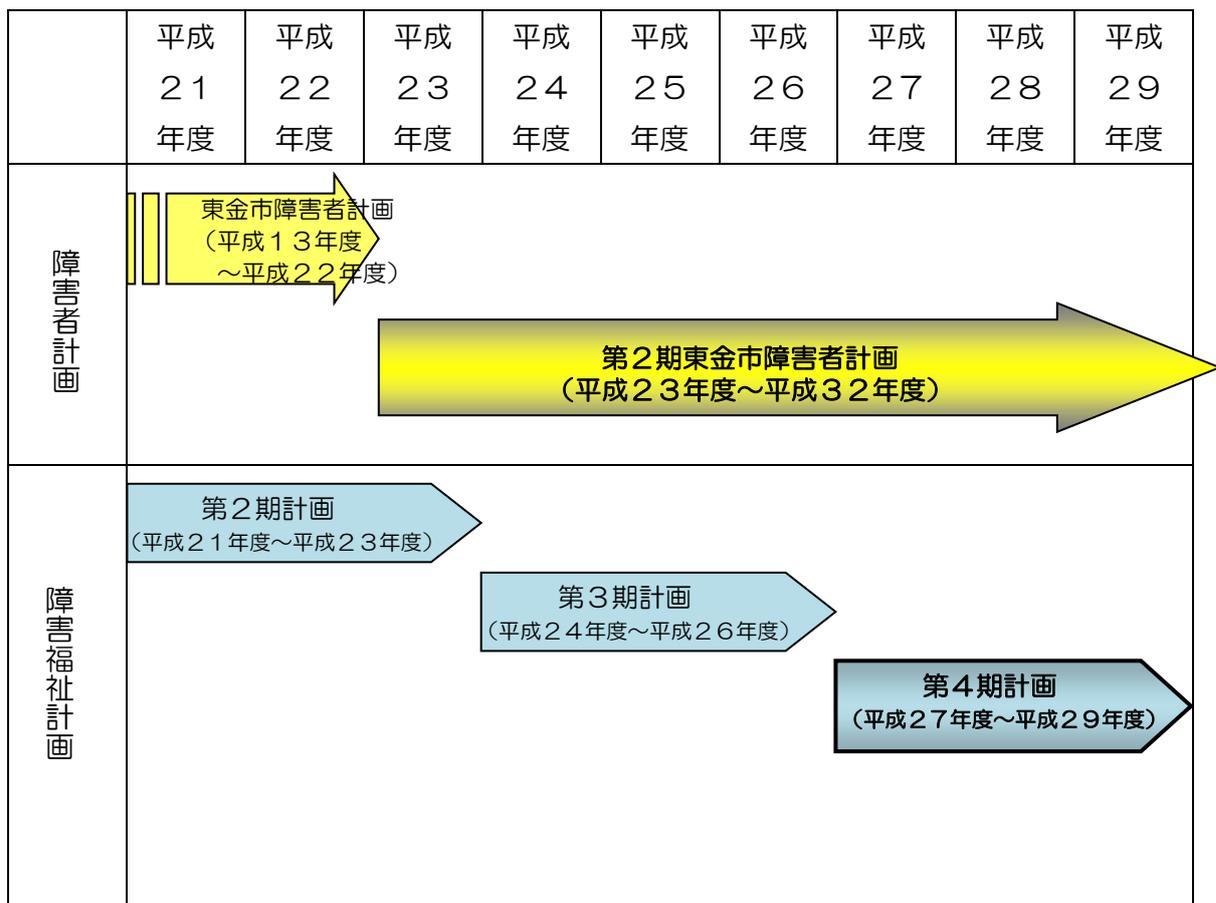
障害福祉計画の位置づけ



3 計画の期間及び見直しの時期

本計画は、第3期計画の実績を踏まえて必要な見直しを行い、平成27年度から平成29年度までの3年間で計画期間とします。

ただし、平成25年の障害者自立支援法改正による障害者総合支援法の施行や、障害者虐待防止法、障害者優先調達推進法、障害者差別解消法の制定など、障がいを持った方を取り巻く環境は日々変化していることから、本計画も法改正や社会情勢等の状況に応じて計画期間中に計画を見直すなどの必要な措置を講ずることとします。



第2章 障害者総合支援法について

1 障害者総合支援法の特徴

障害者基本法の理念を継承した上で、「障がい者が地域で暮らせる社会」「自立と共生の社会」の実現を目指し、また支援費制度が抱えていた課題を解決するために平成18年に障害者自立支援法が制定されました。

障害者総合支援法は、障害者自立支援法を改正したもので、共生社会を実現するため、社会的障壁の除去に資するよう、日常生活又は社会生活を営むための支援を計画的に行わなければならない、という基本理念を掲げ、平成24年に制定、平成25年4月に施行されました。

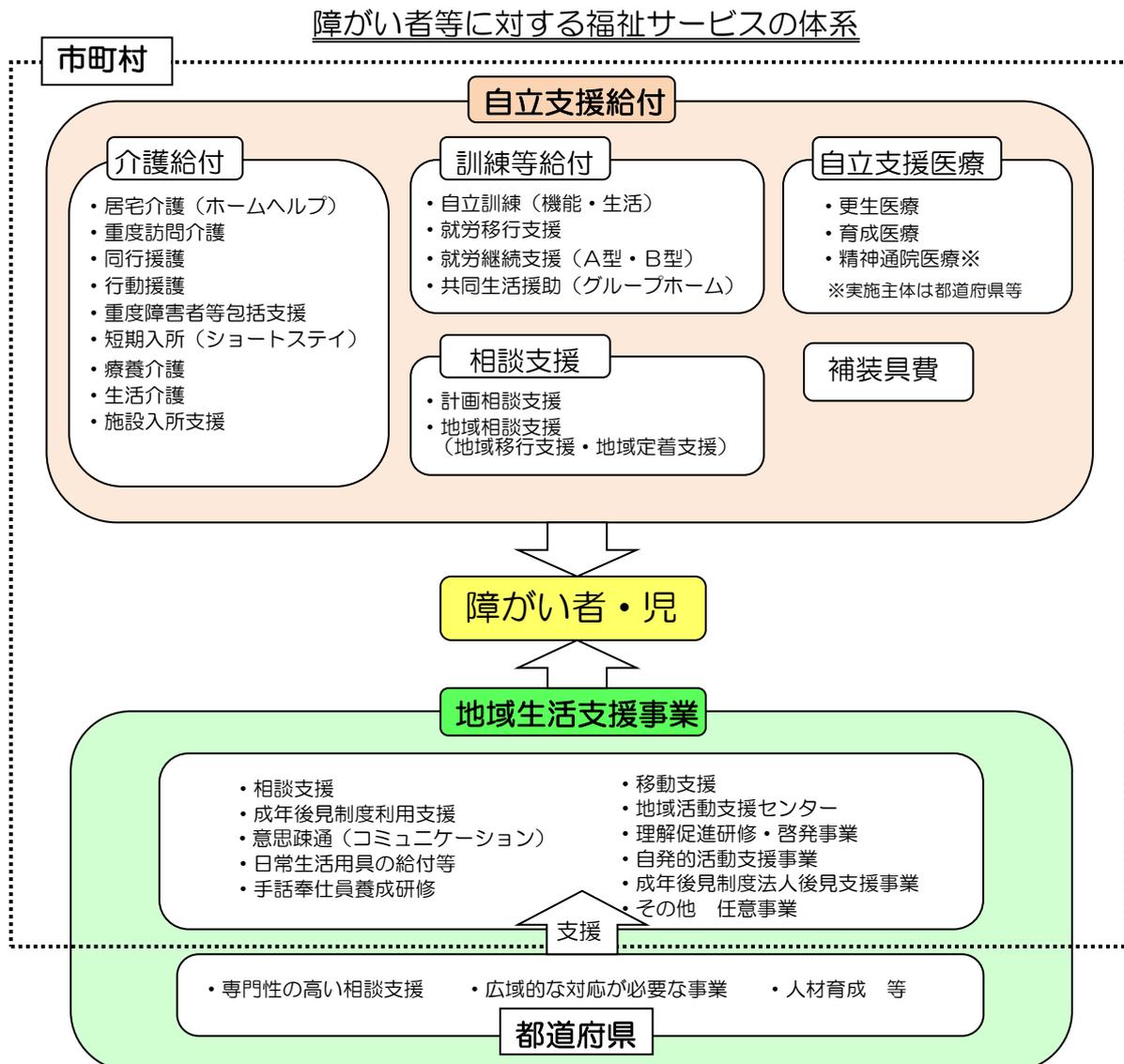
また、法律の対象に、従来の障害者手帳所持者等に加え、制度の谷間となって支援の充実が求められていた難病等の方が含まれるようになりました。

2 障がい者等に対する福祉サービス

障害者総合支援法による障がい者等に対する福祉サービスは、全国一律に提供される「自立支援給付」と、地域の実情に応じて市町村が独自に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

「自立支援給付」は、介護の支援を受ける場合の「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合の「訓練等給付」、自立した生活を支援するためのケアマネジメントを行う「相談支援」、従来の精神通院医療、更生医療、育成医療を統合した「自立支援医療」、身体機能を補完、代替する補装具を購入又は修理する費用を支給する「補装具費の支給」に分けられます。

「地域生活支援事業」は、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、意思疎通（コミュニケーション）支援事業、日常生活用具給付等事業、手話奉仕員養成研修事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業等の10の必須事業と地域の実情に応じて市町村の判断により実施する任意事業があります。



3 障がい者施策の動向

国では、平成18年の障害者自立支援法制定後、平成21年12月に「障がい者制度改革推進本部」を内閣に設置し、障害者権利条約の締結に必要な国内法の整備を始めとする障害者制度の集中的な改革を行うこととしました。

その後、平成22年12月には「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」によって、利用者負担の見直し(定率負担から応能負担へ)や障がい者の範囲の見直し(発達障がい者を対象とするよう明確化)等が行われました。

さらに、平成24年6月には、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」の制定により、平成25年4月から「障害者自立支援法」も「障害者総合支援法」へと名称が変わることとなりました。

また、内容についても、制度の谷間を埋めるべく、障がい者の範囲に難病等が加わったこと、障害程度区分から障害支援区分への変更、重度訪問介護の対象者拡大、グループホームとケアホームの一元化等、障がい者(児)の日常生活及び社会生活を総合的に支援する内容に変わりました。

「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための
関係法律の整備に関する法律」の概要

(施行期日：平成25年4月1日、但し、一部は平成26年4月1日)

① 法律名の改正

－「障害者自立支援法」を、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」とする。

② 基本理念の制定

－法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることが法律の基本理念として新たに掲げられた。

③ 障がい者の範囲の拡大

－制度の谷間を埋めるべく、障がい者の範囲に難病等が加えられた。

④ 障害支援区分の創設（平成26年4月1日施行）

－「障害程度区分」について、障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改められた。(障害支援区分の認定が知的障害者・精神障害者の特性に応じて行われるよう、適正な配慮等が行われた。)

⑤ 障がい者に対する支援（★は平成26年4月1日）

- －重度訪問介護の対象拡大★
- －ケアホームとグループホームの一元化★
- －地域移行支援の対象拡大★
- －地域生活支援事業の追加

⑥ サービス基盤の計画的整備

- －障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定
- －基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化
- －市町村が障害福祉計画を策定するに当たり、障がい者等のニーズ把握を行うことを努力義務化
- －自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画が明確化

第3章 計画の基本方針

1 計画の基本理念

東金市においては、「東金市第3次総合計画」で定めた健康・福祉分野の基本方針である“ぬくもりのあるまちづくり”の実現を図るため、「第2期東金市障害者計画」に掲げた次の理念に基づいて、各種の障がい者福祉施策を推進しています。

障害のある人もない人もぬくもりの地域で共に暮らせるまちづくり

本計画においても、「第2期東金市障害者計画」の理念を共有し、計画の推進を図るものとします。

2 計画の基本的視点

本計画の策定にあたり、「第2期東金市障害者計画」の理念のもと、障害者総合支援法の趣旨を踏まえ、次に掲げる点に配慮するものとします。

○ 障がいのある人の自己決定と意思決定の支援

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、障がい者等の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の整備に努めていきます。

○ 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

これまで障がい種別ごとに分かれていた制度が一元化され、障害福祉サービスが市町村を基本とする仕組みに統一されたことから、障がい種別間の格差是正及びサービス水準の向上という観点に立ち、利用者が真に必要とするサービスを受けることができるようなサービス提供体制の充実に努めていきます。

また、発達障害や高次脳機能障害、難病等の方についても、障害福祉サービスが受けられることについて周知を図っていきます。

○ 地域生活への移行や継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や地域生活の継続の

支援、就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を図ります。

第4章 第3期計画の実績について

第3期計画の期間(平成24年度～平成26年度)の障害福祉サービス及び地域生活支援事業の実績は次のとおりです。

1 訪問系サービスの利用実績

訪問系サービスの利用実績

サービス名	区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)	単位
居宅介護	計画	944	1,072	1,200	時間/月
		59	67	75	実人/月
	実績	950	1,011	1,012	時間/月
		59	64	68	実人/月
重度訪問介護	計画	30	30	45	時間/月
		2	2	3	実人/月
	実績	46	106	115	時間/月
		3	3	3	実人/月
行動援護	計画	2	2	4	時間/月
		1	1	2	実人/月
	実績	0	0	0	時間/月
		0	0	0	実人/月
同行援護	計画	126	154	182	時間/月
		9	11	13	実人/月
	実績	69	97	89	時間/月
		6	9	9	実人/月
重度障害者等包括支援	計画	0	0	0	時間/月
		0	0	0	実人/月
	実績	0	0	0	時間/月
		0	0	0	実人/月

- ・ 居宅介護サービスについては、ほぼ横ばいで増加しました。
- ・ 重度訪問介護は、計画値よりも大幅に利用が増えました。
- ・ 同行援護については、計画地よりも利用が下回り、行動援護及び重度障害者等包括支援については利用実績がありませんでした。

2 日中活動系サービスの利用実績

日中活動系サービスの利用実績

サービス名	区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)	単位
生活介護	計画	1,654	1,664	1,674	延人日/月
		82	83	84	実人/月
	実績	1,754	1,863	1,830	延人日/月
		93	97	96	実人/月
療養介護	計画	122	122	122	延人日/月
		4	4	4	実人/月
	実績	122	122	122	延人日/月
		4	4	4	実人/月
短期入所	計画	264	308	341	延人日/月
		24	28	31	実人/月
	実績	256	208	252	延人日/月
		22	19	21	実人/月
自立訓練(機能訓練)	計画	64	64	80	延人日/月
		4	4	5	実人/月
	実績	2	4	21	延人日/月
		1	1	1	実人/月
自立訓練(生活訓練)	計画	52	65	65	延人日/月
		4	5	5	実人/月
	実績	94	75	22	延人日/月
		12	7	4	実人/月
就労移行支援	計画	352	416	480	延人日/月
		22	26	30	実人/月
	実績	447	331	367	延人日/月
		23	24	24	実人/月
就労継続支援(A型)	計画	88	110	132	延人日/月
		4	5	6	実人/月
	実績	61	0	0	延人日/月
		5	0	0	実人/月
就労継続支援(B型)	計画	936	1,026	1,098	延人日/月
		52	57	61	実人/月
	実績	1,041	1,079	1,119	延人日/月
		64	69	71	実人/月

- 生活介護については、利用日数、利用者数とも、計画値に比べて増加しています。平成26年度の見込みについては、平成24年度、25年度に比べて日数及び人数がわずかに減少していますが、計画値は大きく上回っています。
- 療養介護については利用日数、人数ともに計画値通りでした。短期入所については、利用日数、利用人数ともに微増を見込んでいましたが、3カ年の実績としてはほぼ変わらない数値になり、計画を下回りました。
- 自立訓練(機能訓練)については、利用日数、利用人数ともに大きく下回る結果となりました。
- 自立訓練(生活訓練)については、平成24年度、25年度については利用日数、利用人数ともに計画を上回りました。平成26年度については利用日数では計画値65日に対し、実績値22日と大きく下回りましたが、利用人数については計画値5人に対し実績値4人とほぼ変わらず、利用者の状況等により変動が生じたものと思われます。
- 就労移行支援については、平成24年度に利用日数が計画を上回りましたが、25年度に大きく減少し、26年度は再び微増となりました。利用人数はほぼ横ばいとなりました。
- 就労継続支援(A型)については、利用日数及び利用者数について増加を見込みましたが、結果、平成24年度は実績があったものの、25年度、26年度は実績(見込み)0となりました。
- 就労継続支援(B型)については、市内も含め近隣地域に事業所が増えてきたことなどにより、利用日数、利用人数ともに計画を上回る実績となりました。

3 居住系サービスの利用実績

(1) 施設入所サービスの利用実績

施設入所サービスの利用実績

サービス名	区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)	単位
施設入所支援	計画	61	59	57	実人/月
	実績	66	65	62	実人/月

- 施設入所支援については、計画を上回る値になりました。実人数としては、3カ年かけて減少しています。

(2) グループホーム・ケアホームの利用実績

グループホーム・ケアホームの利用実績

サービス名	区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)	単位
グループホーム・ケア ホーム	計画	21	24	27	実人/月
	実績	18	24	20	実人/月

- グループホーム(共同生活援助)・ケアホーム(共同生活介護)については、3か年の間では増減がありましたが、25年度を除き計画値を下回りました。
- なお、平成26年4月から、グループホームとケアホームについては一元化され、全てグループホームとなりました。

4 相談支援の利用実績

サービス名	区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)	単位
計画相談支援	計画	100	200	400	実人/月
	実績	37	44	106	実人/月
地域移行支援	計画	5	5	5	実人/月
	実績	0	0	0	実人/月
地域定着支援	計画	5	5	5	実人/月
	実績	32	33	32	実人/月

- 計画相談支援については、平成24年4月の障害者自立支援法改正時に、3か年を目処に全ての障害福祉サービス利用者に対し、支給決定時に原則として計画相談支援によるサービス等利用計画案の提出が義務付けられました。このため、3か年でほぼ全ての利用者が計画相談支援サービスを利用する計画値でしたが、近隣地域も含め、サービス等利用計画を作成できる事業所の整備がなかなか進まなかったことから、計画値を大きく下回る結果となりました。
- 地域移行支援については実績がありませんでした。
- 地域定着支援については、施設や病院から地域への生活へ移行した方や、家族から自立して一人暮らしを始めた障がいのある方を対象に、緊急の事態等に対応するための常時の相談や訪問の対応を行うサービスです。これは、計画を大きく上回る実績となりました。

5 地域生活支援事業の利用実績

地域生活支援事業の利用実績は次のとおりです。

(1) 相談支援事業

事業名	区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	単位
障害者相談支援事業	計画	1	1	1	か所
	実績	1	1	1	か所
地域自立支援協議会	計画	実施	実施	実施	
	実績	実施	実施	実施	
市町村相談支援機能強化事業	計画	実施	実施	実施	
	実績	実施	実施	実施	
成年後見制度利用支援事業	計画	実施	実施	実施	
	実績	実施	実施	実施	

- ・ 障害者相談支援事業及び市町村相談支援機能強化事業は、地域活動支援センター I 型(医療法人静和会 地域生活支援センターゆりの木)に委託して行なっています。
- ・ 地域自立支援協議会は、平成20年4月1日に山武圏域(2市4町)の共同で設置しました。
- ・ 成年後見制度利用支援事業は、申立に対する相談・手続きへの支援を行い成年後見制度の利用の支援を行っています。
- ・ このほかに、県では障害福祉圏域ごとに中核地域生活支援センターが設置され障害者、高齢者、児童についての相談支援を行なっています。

(2) 意思疎通（コミュニケーション）支援事業

事業名	区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)	単位
手話通訳者等派遣事業	計画	35	35	35	回/年
		7	7	7	実人/年
	実績	62	71	95	回/年
		9	7	8	実人/年
要約筆記事業	計画	—	—	—	
		—	—	—	
	実績	2	0	1	回/年
		1	0	1	実人/年
手話通訳者設置事業	計画	1	1	1	実人/年
	実績	1	1	1	実人/年

- 手話通訳者等派遣事業は派遣回数、実利用者数ともに計画値を大きく上回りました。
- 要約筆記事業は、わずかですが利用実績がありました。

(3) 日常生活用具給付事業

用具名	区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)	単位
介護訓練支援用具	計画	5	5	5	件/年
	実績	3	3	2	件/年
自立生活支援用具	計画	10	10	10	件/年
	実績	16	13	12	件/年
在宅療養支援用具	計画	5	6	7	件/年
	実績	10	4	8	件/年
情報・意思疎通支援用具	計画	11	11	11	件/年
	実績	7	5	4	件/年
排せつ管理支援用具	計画	894	904	914	件/年
	実績	969	1,296	1,240	件/年
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	計画	3	3	3	件/年
	実績	0	1	1	件/年

- 介護訓練用具、居宅生活動作補助用具(住宅改修費)については、わずかに計画値を下回る実績となりました。
- 自立生活支援用具については、ほぼ計画どおりの実績となりました。
- 在宅療養支援用具については、平成24年度に計画を大きく上回る実績値となりましたが、25, 26年度についてはほぼ横ばいとなりました。
- 情報・意思疎通支援用具については、計画を大きく下回る実績値となりました。
- 排せつ管理支援用具については計画値を上回り、3か年の伸び率も1.27倍と、高いものとなりました。

(4) 移動支援事業

事業名	区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)	単位
移動支援事業	計画	1,000	1,000	1,000	時間/年
		15	15	15	実人/年
	実績	1,147	1,563	2,253	時間/年
		11	13	18	実人/年

- 移動支援については、計画を上回る実績となりました。特に、平成26年度(見込み)については、時間数が計画の2.25倍となる見込みです。

(5) 地域活動支援センター（機能強化）事業

事業名	区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	単位
地域活動支援センター機能強化事業	計画	1	1	1	か所
	実績	1	1	1	か所
地域活動支援センターⅠ型	計画	1	1	1	か所
	実績	1	1	1	か所
地域活動支援センターⅡ型	計画	—	—	—	
	実績	—	—	—	
地域活動支援センターⅢ型	計画	—	—	—	
	実績	—	—	1	

- 地域生活支援センター(機能強化)事業については、Ⅰ型事業所を1か所、山武郡市内の自治体で共同して委託し、実施しました。
- 地域生活支援センターⅢ型事業所については、市内にはありませんが、市外の事業所を利用している障がい者の方がいる場合、運営費の補助を行います。

(6) その他の事業

事業名	区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)	単位
日中一時支援事業	計画	600	600	600	回/年
	実績	453	740	397	回/年
自動車運転免許取得費・改造費助成事業	計画	2	2	2	件/年
	実績	4	4	2	件/年
知的障害者職親委託制度	計画	7	7	7	実人/年
	実績	6	6	6	実人/年
手話奉仕員養成講座事業	計画	—	—	—	
	実績	—	—	11	実人/年

移動入浴サービス	計画	2	2	2	実人／年
	実績	2	3	4	実人／年

- 日中一時支援事業については、平成25年度末に事業所(1か所)がサービスの提供を終了したこと等から平成26年度の実績としては減る見込みです。
- 自動車支援運転免許取得費・改造費助成事業、知的障害者職親委託制度については、概ね計画どおりの実績となりました。
- 手話奉仕員養成講座事業については、平成26年度から事業を開始、山武郡市内で共同開催により行っています。
- 移動入浴サービスについては利用人数の微増が見られました。

第5章 障害福祉サービス等の充実による地域移行・就労移行等の目標

本計画では、厚生労働省告示の『基本的な指針』に沿って、障がい者の地域移行や就労移行等についての平成29年度における目標を次のとおり設定します。

- 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 2 地域生活支援拠点等の整備
- 3 福祉施設から一般就労への移行等

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

■ 目標設定の考え方

入所施設に入所している障がいのある人が、自立訓練等のサービスを利用することで、グループホーム、一般住宅等で地域生活に移行できるようになることを目指します。

本市では、平成29年度末までに8人の施設入所者が地域生活へ移行するとともに、平成29年度末での施設入所者数が、平成25年度末時点と比較して8人減少することを目標とします。

■ 数値目標

項目	数値	備考
平成25年度末時点の施設入所者数(A)	65人	
平成29年度末時点の施設入所者数(B)	57人	
削減見込(A-B)	8人	差し引き減少見込
地域生活へ移行する人数	8人	施設入所からケアホーム、一般住宅等へ移行する人数

■ 目標達成に向けた取組みの方向性

施設に入所している障がいのある人が地域生活に円滑に移行するためには、地域で生活を支える体制づくりが重要です。

障害者グループホーム支援ワーカーや相談支援事業者、関係機関と連携・協力して、障がいのある人に対する相談支援体制の充実を図ることで地域生活への移行を促進します。

また、グループホームなどの居住場所の確保や地域移行支援・地域定着支援の利用推進、訪問系・日中活動系サービスの提供体制の充実、就労・雇用促進に取り組み、地域住民の障がいのある人に対する理解促進・偏見を解消する啓発活動等にも積極的に取り組んでいきます。

施設入所者が地域生活に移行した場合の主な居住の場となるグループホームの利用者等やグループホームの実施事業者への必要な支援をします。

- 障害者グループホーム支援ワーカーとの連携・活用
- 障害者グループホームに対する運営費補助事業の実施
- 障害者グループホーム等入居者に対する家賃補助事業の実施

2 地域生活支援拠点等の整備

■ 目標設定の考え方

市町村又は県が定める「障害保健福祉圏域」ごとに少なくとも一つを整備するという国の指針に基づいて目標を設定します。

■ 数値目標

項目	数値	備考
平成29年度末の拠点数	1か所	山武圏域の各市町、各団体・事業所等の関係機関と連携して検討をしていきます。

※地域生活支援拠点…障がい者等の地域生活を支援する機能(相談、グループホーム等への体験の機会や場、緊急時の受入や対応、専門性、地域の体制づくり等)の集約を行う拠点のことで、グループホームや障害者支援施設に付加するものとされています。(拠点を設けず、地域で機能を分散する「面的整備型」も考えられるとされています。)

3 福祉施設から一般就労への移行

■ 目標設定の考え方

地域で自立した生活をするうえで、“職業を持つ”“生活の糧を得る術を持つ”ことはとても重要なことです。

働くことへの意欲を高め、希望する人が個々の状況に応じて就職できることを目指し、福祉施設等における支援の質・量の両面での充実など、一般就労に必要な課題に取り組むことにより、目標年度の平成29年度に2人の福祉施設利用者が、就労移行支援事業等を通じて一般就労することを目標とします。

■ 数値目標

項目	数値	備考
平成24年度の年間の一般就労移行者	0人	平成24年度に福祉施設から一般就労に移行した人の数
平成29年度末の一般就労移行者数	2人	平成29年度に就労移行支援事業等を通じて福祉施設から一般就労に移行する人の数

項目	数値	備考
平成25年度末の就労移行支援事業利用者	24人	平成25年度末における就労移行支援事業の利用者数
平成29年度末の就労移行支援事業利用者	27人	平成29年度末における就労移行支援事業の利用者数

項目	数値	備考
平成29年度末において就労移行率が3割以上である事業所数	1か所	市内にある就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上である事業所数

■ 目標達成のための取組みの方向性

就労の支援・促進については市単独では十分な体制が整えられないため、自立支援協議会、ハローワーク、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターなどの関係機関と連携して地域での就労支援ネットワークの実現・就労後のフォロー体制の整備を目指します。

また、特別支援学校などへの各種の情報提供や協力を努めるほか、障がいのある人の雇用について理解促進が図れるよう、民間事業所などに対する啓発活動や障がい者雇用に関する制度の周知を強化します。

市の取り組みとしては、平成25年4月から施行された障害者優先調達推進法にお

いて毎年度作成が定められている、物品調達の推進方針に基づき、障害者就労施設等の受注機会の拡大に努めていきます。

第6章 障害福祉サービス等の見込量とその確保のための方策

1 指定障害福祉サービス・指定地域相談支援又は指定計画相談支援の見込量

第4期計画における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談のサービスの見込量については、第3期計画での障害福祉サービス等の利用実績を踏まえて推計したものです。

下図に障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの類型等を示します。

障害福祉サービスの類型

	訪問系サービス	日中活動系サービス	居住系サービス
介護給付	居宅介護	生活介護	施設入所支援
	同行援護	短期入所	
	重度訪問介護	療養介護	
	重度障害者等包括支援		
	行動援護		
訓練等給付		自立訓練（機能訓練・生活訓練）	グループホーム（共同生活援助）
		就労移行支援	
		就労継続支援（A型・B型）	

地域相談支援・計画相談

地域相談支援
地域移行支援
地域定着支援

計画相談支援
計画相談支援

(1) 訪問系サービス

① 居宅介護（ホームヘルプ）

サービス名	計 画 値			単 位
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
居宅介護	1,097	1,151	1,208	時間／月
	78	83	89	実人／月

「居宅介護」は、障がい者に、居宅において入浴、排せつ又は食事の介護などを行うサービスです。

サービス見込量は、平成29年度において1月当たりの実人数で89人、延べ1,208時間の利用を見込んでいます。

② 重度訪問介護

サービス名	計 画 値			単 位
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
重度訪問介護	124	134	134	時間／月
	3	4	4	実人／月

「重度訪問介護」は、重度の肢体不自由者又は重度の知的障害者若しくは精神障害者であって常に介護を必要とする者に、居宅における入浴、排せつ又は食事の介護等、外出時における移動中の介護を総合的に行うサービスです。

サービス見込量は、平成29年度において実人数で1月当たり4人、延べ134時間の利用を見込んでいます。

③ 行動援護

サービス名	計 画 値			単 位
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
行動援護	2	2	2	時間／月
	1	1	1	実人／月

「行動援護」は、知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有し、常時介護が必要な者に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等を行うサービスです。

サービス見込量は、平成29年度において実人数で1月当たり1人、延べ2時間の利用を見込んでいます。

④ 同行援護

サービス名	計 画 値			単 位
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
同行援護	107	125	146	時間／月
	11	14	18	実人／月

「同行援護」は、視覚障害により移動に著しい困難を有する者につき、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供する(代筆、代読を含む)とともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護など外出する際に必要な援助を行うものです。

サービス見込量は、平成29年度において実人数で1月当たり18人、延べ146時間の利用を見込んでいます。

⑤ 重度障害者等包括支援

サービス名	計 画 値			単 位
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
重度障害者等包括支援	0	0	0	時間／月
	0	0	0	実人／月

「重度障害者等包括支援」は、常時介護を必要とし、その介護の必要性が著しく高い者に、居宅介護等のサービスを包括的に行うサービスです。

サービス見込量については、現在当該サービスを提供する事業所が県内にないことから見込んでおりません。

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

サービス名	計 画 値			単 位
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
生活介護	1,882	1,920	1,958	延人日／月
	98	100	102	実人／月

「生活介護」は、地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な障がい者に対して、食事・入浴・排せつ等の介護、日常生活上の支援、軽作業等の生産活動や創作的活動の機会の提供、これらを通じた身体能力、日常生活能力の維持・向上を目的として、必要な介護等を実施するサービスです。

サービス見込量は、平成29年度において実人数で1月当たり102人、延べ1,958日の利用を見込んでいます。

② 療養介護

サービス名	計 画 値			単 位
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
療養介護	4	4	4	実人／月

「療養介護」は、病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護が必要な障がい者に対して、医療機関において、病院等への長期入院による医学的管理の下、食事や入浴、排せつ等の介護を提供、日常生活上の相談支援、レクリエーション活動等の社会参加活動支援、声かけ・聞き取り等のコミュニケーション支援、これらを通じた身体能力、日常生活能力の維持・向上を目的として、必要な介護を実施するサービスです。

サービス見込量は、平成29年度において実人数で1月当たり4人の利用を見込んでいます。

③ 短期入所

サービス名	計 画 値			単 位
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
短期入所(福祉型)	252	254	257	延人日／月
	21	22	23	実人／月
短期入所(医療型)	3	3	3	延人日／月
	1	1	1	実人／月
短期入所合計	255	257	260	延人日／月
	22	23	24	実人／月

「短期入所」は、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、その他の施設への短期間の入所を必要とする障がい者等に対し、入浴、排せつ又は食事等の介護や日常生活上の支援を提供するサービスです。

サービス見込量は、福祉型と医療型あわせて、平成29年度において1月当たりの実人数24人、延べ260日の利用を見込んでいます。

④ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

サービス名	計 画 値			単 位
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
自立訓練(機能訓練)	9	9	9	延人日/月
	1	1	1	実人/月
自立訓練(生活訓練)	42	50	50	延人日/月
	5	6	6	実人/月

「自立訓練(機能訓練)」は、地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な身体障がい者に対して、理学療法や作業療法等の身体機能のリハビリテーション、歩行訓練、コミュニケーションや家事等の訓練、日常生活上の相談支援、就労移行支援事業所等の関係サービス機関との連絡調整等の支援、これらを通じて、地域生活への移行、地域生活を営む能力の向上を目的として、サービス期間を限定し、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、必要な訓練等を実施するサービスです。

「自立訓練(生活訓練)」は、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障害者・精神障害者に対して、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援、就労移行支援事業所等のサービス機関との連絡調整等の支援、これらを通じて、地域生活への移行、地域生活を営む能力の向上を目的として、サービス利用期間を限定し、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等により、必要な訓練等を実施するサービスです。

平成29年度において、「機能訓練」は1月当たりの実人数1人、延利用日9人、「生活訓練」は1月当たりの実人数6人、延べ50日の利用を見込んでいます。

⑤ 就労移行支援

サービス名	計 画 値			単 位
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
就労移行支援	405	421	437	延人日/月
	25	26	27	実人/月

「就労移行支援」は、一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に応じた就労が見込まれる65歳未満の障がい者に対して、一般就労等への移行に向けての事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探しや就労後の職場定着のための支援、これらを通じ、適性に合った職場への就労・定着を目的として、サービス提供期間を限定し、必要な訓練、指導を実施するサービスです。

サービス見込量は、平成29年度の1月当たりの実人数で27人、延べ437日の

利用を見込んでいます。

⑥ 就労継続支援（A型・B型）

サービス名	計 画 値			単 位
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
就労継続支援(A 型)	23	23	23	延人日／月
	1	1	1	実人／月
就労継続支援(B 型)	1,200	1,248	1,312	延人日／月
	75	78	78	実人／月

「就労継続支援(A型)」は、就労機会の提供を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく継続的就労が可能と見込まれる利用開始時に65歳未満の者に対して、事業所内において、雇用契約に基づく就労の機会の提供を行う事業です。

「就労継続支援(B型)」は、就労移行支援事業等を利用したが、一般企業等の雇用には結びつかない者や一定年齢に達している者など、就労の機会等を通じ生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者に対して、雇用契約は締結しない就労や生産活動等の機会を提供する事業です。

平成29年度において、「就労継続支援(A型)」は1月当たりの実人数1人、延利用23日、「就労継続支援(B型)」は1月当たりの実人数78人、延べ1,312日の利用を見込んでいます。

(3) 居住系サービス

① 施設入所支援

サービス名	計 画 値			単 位
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
施設入所支援	60	58	57	実人／月

「施設入所支援」は、夜間において、介護が必要な者、通所が困難である自立訓練又は就労移行支援の利用者に対して、夜間における入浴、排せつ又は食事の介護等を提供することを目的として、障害者支援施設において、必要な介護、支援等を実施するサービスです。

サービス見込量としては、平成27年度において1月当たり実人数57人を見込んでいます。

② グループホーム

サービス名	計 画 値			単 位
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
グループホーム	22	24	26	実人／月

「グループホーム」は、夜間や休日に、共同生活を行う住居で相談や日常生活上の援助を行います。また、必要性が認定されている方には、入浴や排せつ、食事等の介護も行います。

サービス見込量としては、平成29年度において実人数で1月当たり26人を見込んでいます。

※ 平成26年4月1日から、「ケアホーム」は現在の「グループホーム」に統合されました。

(4) 相談支援

サービス名	計 画 値			単 位
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
計画相談支援	87	130	174	実人／月
地域移行支援	3	3	3	実人／月
地域定着支援	32	32	32	実人／月

「計画相談支援」は、障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する原則全ての方を対象に、支給決定又は支給決定の変更前後に、サービス等利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況の検討及び見直し(モニタリング)を行うサービスです。

サービス見込量としては、平成29年度において実人数で1月当たり174人を見込んでいます。

「地域移行支援」は、障害者支援施設等に入所している人又は精神科病院に入院している精神障害のある人を対象に、地域の生活に移行するための相談や住居の確保、サービス提供事業所への同行支援等を行うものです。

サービス見込量としては、平成29年度において1月当たり実人数3人を見込んでいます。

「地域定着支援」は、施設や病院から地域の生活へ移行した人や家族との同居から一人暮らしに移行した障がいのある人などに対し、障がいの特性に起因して生じる緊急の事態等の常時相談や訪問等の対応を行うものです。

サービス見込量としては、平成29年度において実人数で1月当たり32人を見込んでいます。

(5) 障害児通所支援

サービス名	計 画 値			単 位
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
児童発達支援	184	193	203	延人日／月
	35	37	39	実人／月
放課後等デイサービス	335	352	370	延人日／月
	40	42	44	実人／月
保育所等訪問支援	0	0	0	延人日／月
	0	0	0	実人／月
医療型児童発達支援	0	0	0	延人日／月
	0	0	0	実人／月
障害児相談支援	4	8	13	実人／月

「児童発達支援」は、小学校入学前の児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識や技能の付与、集団生活への適応訓練を提供するサービスです。

サービスの見込量は、平成29年度において実人数で1月当たり39人を見込んでいます。

「放課後等デイサービス」は、就学している児童に対し、授業の終了後(放課後)や学校の休業日(夏休み等)に、生活能力改善のための訓練を継続的に提供するサービスです。

サービスの見込量は、平成29年度において1月当たり44人を見込んでいます。

「保育所等訪問支援」は、保育所等に通う児童に対し、その施設を訪問し、集団生活に適応できるようになるための専門的な支援を行うサービスです。

サービスの見込量は、第3期計画期間において利用実績がなく、また、山武圏域に事業所が存在しないため、見込みません。

「医療型児童発達支援」は、肢体不自由のある児童に対し、医療機関において児童発達支援及び治療を行うサービスです。

サービスの見込量は、第3期計画期間において利用実績がなく、また、山武圏域に事業所が存在しないため、見込みません。

「障害児相談支援」は、障害児通所支援を利用する、原則全ての方を対象に、支給決定又は支給決定の変更前後に、「障害児支援利用計画」を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況の検討及び見直し(モニタリング)を行うサービスです。

サービス見込量としては、平成29年度において実人数で1月当たり13人を見込んでいます。

2 サービスを確保するための方策

(1) 訪問系サービス

施設入所や入院から地域生活への移行や継続の支援、家族の高齢化(家庭の介護力の低下)等により、今後も訪問系サービスを必要とする方の増加が予想されます。

そこで、事業者に対して広く情報提供を行うなど、訪問系サービス事業者の参入促進を図ることにより、必要なサービス見込み量の確保に努めます。

また、障がいの特性を十分理解し、適切に対応できるヘルパーの養成・確保も重要であることから、県や関係機関などが実施する研修等に関する情報提供を行い、サービスの質の向上を図ります。

同時に、サービスを利用している方に対し、近隣自治体も含めての事業所情報を提供し、必要なサービス量の確保に努めます。

(2) 日中活動系サービス

障がいのある人が地域で自立した生活をするためには、訪問系サービスの利用に加え、日中の活動の場が充実していることも重要です。

福祉サービス利用に関するニーズを把握するとともに、事業者に対する国や県などの支援策の周知や新規参入の促進により、充実したサービス提供体制の確保に努めます。

(3) 居住系サービス

施設入所者の地域生活への移行を推進する必要がある一方で、現実として相当数の待機者(施設入所を希望する方)がいることに鑑み、真に施設入所支援を必要としている方がその支援を受け、結果として待機者が縮減するように努めます。

グループホームは、施設入所者や入院している精神障害のある方が地域生活へ移行するための受け皿として必要なのはもちろんですが、現在地域で生活している障がいのある人やその家族の高齢化等による需要も増加が予想されます。

グループホームの設置を促進するため、障がいのある方に対する誤解・偏見が生じないよう、障がいに対する正しい理解や知識についての啓発を図るとともに、障害者グループホーム支援ワーカーや事業者と連携して需要の把握やサービス提供体制の充実に努めます。

(4) 相談支援

平成24年度から、障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する原則全ての方がサービス等利用計画の対象者となっている(ただし3年間の移行期間あり)ことから山武圏域内での指定特定相談支援事業者の一層の拡大と、適切なサービス等利用計画の作成のため、事業者との連携の強化に努めます。

また、施設入所や入院から地域生活への移行や地域生活の安定のための地域相

談支援を行う指定一般相談支援事業者の確保についても、拡大に努めます。

(5) 障害児通所支援

障がいをもつ児童や保護者が必要な支援を受けることができるよう、相談支援専門員や市の関係機関等との連携を進め、一人ひとりにあったサービスを利用できるよう努めます。

第7章 地域生活支援事業

1 概要

障害者総合支援法では、介護給付や訓練等給付などの障害福祉サービスに加え、障がい者等が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業(以下「地域生活支援事業」という。)を実施し、障がい者等の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目的としています。

市町村の行うべき地域生活支援事業としては、移動支援事業や意思疎通支援事業といった障がい者等の自立した日常生活及び社会生活を支える上で重要なサービスや、平成25年4月の障害者総合支援法施行に伴う、共生社会の実現に向けた社会的障壁を取り除く働きかけを強化する事業、成年後見の利用促進、意思疎通(コミュニケーション)支援事業の強化などが必須事業として定められています。

その他に地域のニーズに基づいて、市の判断や工夫により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を実施します。

2 事業の種類

○ 市町村が行う地域生活支援事業（障害者総合支援法第77条）

- (1) 理解促進研修・啓発事業
- (2) 自発的活動支援事業
- (3) 相談支援事業
- (4) 成年後見制度利用支援事業
- (5) 成年後見制度法人後見支援事業
- (6) 意思疎通支援事業
- (7) 日常生活用具給付事業
- (8) 手話奉仕員養成研修事業
- (9) 移動支援事業
- (10) 地域活動支援センター
- (11) 任意事業

※ (1)～(10)については必須事業です。

3 各事業のサービス見込量とその確保のための方策

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を取り除くため、地域住民に対し理解を深めるための研修や啓発を行うことにより、共生社会の実現を図ります。

事業名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	備考
理解促進・研修啓発事業	有	有	有	

〔見込量を確保するための方策〕

市の関連部署やその他関係機関等と連携・協力しながら、障がい者等に対する理解を深めてもらうための啓発活動等を行うよう努めます。

(2) 自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等やその家族、地域住民等による自発的な取り組みを支援し、共生社会の実現を図ります。

事業名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	備考
自発的活動支援事業	実施に向けた検討			

〔見込量を確保するための方策〕

障がい者等やその家族、地域住民等が行う自発的活動や、お互いの悩みの共有、情報交換等を行うことへの支援に努めます。

(3) 相談支援事業

障がい者等からの相談に応じ、福祉サービスにかかる情報の提供と利用の支援、権利擁護のために必要な支援を行ないます。

事業名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	単位
障害者相談支援事業	1	1	1	か所
基幹相談支援センター	無	無	有	
自立支援協議会	有	有	有	
市町村相談支援機能強化事業	有	有	有	
住宅入居等支援事業	実施に向けた検討			

〔見込量を確保するための方策〕

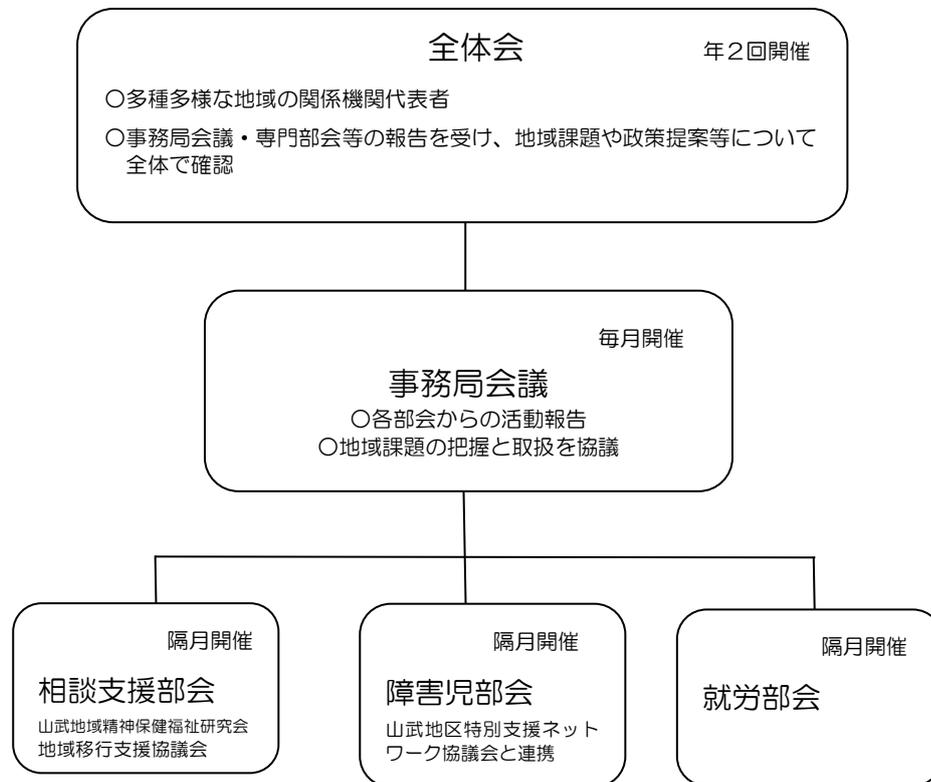
障害者相談支援事業及び市町村相談支援機能強化事業については、地域活動支援センター I 型に委託して実施します。

自立支援協議会(障害者総合支援法第89条の3)については、地域で障がい者を支えるネットワークの構築をめざし、山武圏域の3市3町(東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、芝山町、横芝光町)で平成20年4月1日に共同設置しました。その

構成は、福祉サービス提供事業者、教育、医療等の関連する分野の関係者から組織しています。

相談支援をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として運営の活性化に努めます。

山武圏域自立支援協議会イメージ



(4) 成年後見制度利用支援事業

知的障害又は精神障害により判断能力が十分でない状態にある方に対して、成年後見制度の利用を支援することにより、障がい者の権利擁護を図ります。

事業名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	備考
成年後見制度利用支援事業	1	1	1	実人／年

〔見込量を確保するための方策〕

関係機関と連携するなどし、成年後見制度を周知し、支援していきます。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことのできる法人を確保できる体制を整備するとともに、法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ります。

事業名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	備考
成年後見制度法人後見支援事業	実施に向けた検討			

〔見込量を確保するための方策〕

法人後見を行うことのできる団体について、近隣自治体や関係機関等と連携して検討を進めていきます。

また、法人後見実施に必要な研修について行う場合も、同じく近隣自治体等と連携して実施に向けた検討に努めます。

(6) 意思疎通（コミュニケーション）支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、必要に応じて手話通訳者や要約筆記者を派遣するなどして意思疎通（コミュニケーション）の円滑化を図ります。

事業名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	単位
手話通訳者等派遣事業	75	75	75	回／年
要約筆記者派遣事業	1	1	1	回／年
手話通訳者設置事業	1	1	1	人／年

〔見込量を確保するための方策〕

手話通訳者や要約筆記者の派遣事業及び手話通訳者設置事業は、引き続き適切な技術を持つ者の派遣・設置に努めます。

(7) 日常生活用具給付事業

障がい者等の日常生活上の便宜を図るため、介護・訓練支援用具等の日常生活用具を給付します。

用具名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	単位
介護・訓練支援用具	3	3	3	件／年
自立生活支援用具	10	10	10	件／年
在宅療養等支援用具	5	5	5	件／年
情報・意思疎通支援用具	7	7	7	件／年
排せつ管理支援用具	1,240	1,250	1,260	件／年
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	2	2	2	件／年

※ 支援用具の内容

介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット等
自立生活支援用具	入浴補助用具、歩行支援用具等
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、視覚障害者用体温計等
情報・意思疎通支援用具	点字器、聴覚障害者用通信装置、拡大読書器等
排せつ管理支援用具	ストマ用装具、紙おむつ等
居宅生活動作補助用具	段差解消や手すり等の設置をする改修費の一部助成

〔見込量を確保するための方策〕

利用実績及び利用の増加率をもとに、適正な予算の確保に努めます。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害者等との交流活動の促進等を推進するため、手話で日常会話を行うのに必要な手話表現技術等を習得した手話奉仕員の養成研修を行います。

事業名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	単位
手話奉仕員養成研修事業 (受講(登録)者数)	11	11	11	実人/年

〔見込量を確保するための方策〕

平成26年度から、山武圏域の3市3町(東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、芝山町、横芝光町)による共同委託により2か年の養成講座を実施しています。(平成27年度からは、山武郡市広域行政組合に対し共同処理事務として引き継いで養成講座を行う予定です。)

養成講座の実施について広く周知を行い、受講者の募集に努めます。

(9) 移動支援事業

屋外での移動に困難がある障がい者等を対象に、外出のための支援を行なうことで、障がい者の自立生活及び余暇活動等の社会参加を促します。

障がい者と支援者の1人対1人による「個別支援型」と、同時に複数の移動困難者を支援する「複数(グループ)支援型」があります。

事業名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	単位
移動支援事業	2,090	2,090	2,090	時間/年
	14	14	14	実人/年

〔見込量を確保するための方策〕

利用実績をもとに、適正な予算の確保に努めます。

(10) 地域活動支援センター

地域の実情に応じ、創作的活動や生産活動の機会の提供のほか、社会との交流の促進など多様な活動の場を設ける事業です。この事業を通じて障がい者等の地域生活の内容の充実を図ることを目指します。

※ 地域活動支援センターの区分

I 型	<ul style="list-style-type: none"> ● 1日当たりの実利用人員が概ね20名以上 ● 専門職員(精神保健福祉士等)を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等を行います。相談支援事業を併せて実施ないし委託を受けていることを要件とします。
II 型	<ul style="list-style-type: none"> ● 1日当たりの実利用人員が概ね15名以上 ● 地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。
III 型	<ul style="list-style-type: none"> ● 1日当たりの実利用人員が概ね10名以上 ● 地域の障がい者等のための援護対策として地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業です。(概ね5年以上の実績を有し、安定した運営を図っていること。) ● 自立支援給付に基づく事業所に併設されている場合もあります。

事業名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	単位
地域活動支援センター事業				
地域活動支援センター I 型	1	1	1	か所
	18	18	18	実人/年
地域活動支援センター II 型	—	—	—	
	—	—	—	
地域活動支援センター III 型	1	1	1	か所
	2	2	2	実人/年

〔見込量を確保するための方策〕

地域活動支援センター I 型事業は、山武圏域(3市3町)の共同で委託して行っています。(1か所)

地域活動支援センター III 型事業については、以前市内にあった小規模作業所は就労継続支援 B 型などの事業所へ移行したため、現在は存在しませんが、市外の III 型事業所へ通所するケースを想定して見込んでいます。

(11) 任意事業

任意事業として本市が実施する地域生活支援事業は、次のとおりです。

① 日中一時支援事業

在宅で介護している家族の急用や一時的な休息のため、また日中活動の場や放課後対策として、障がい者又は障がい児を一時的に預かり、必要な支援を行い、家族の介護負担の軽減等を図ります。

事業名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	単位
日中一時支援事業	420	420	420	回/年

② 自動車運転免許取得費・改造費助成事業

障がいのある人が自動車運転免許の取得及び自動車の改造をする際に要する費用の一部を助成します。

事業名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	単位
自動車運転免許取得費改造費助成事業	2	2	2	件／年

③ 知的障害者職親委託制度

知的障害者を一定期間、知的障害者の更生に熱意のある事業経営者等の私人(職親)に預け、生活指導及び技能習得訓練を行います。

制度名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	単位
知的障害者職親委託制度	7	7	7	実人／年

④ 移動入浴サービス事業

家庭において自力あるいは家族のみでは入浴困難な方に対して、訪問により入浴サービスを提供します。

事業名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	単位
移動入浴サービス事業	4	4	4	実人／年

〔見込量を確保するための方策〕

各事業とも利用実績をもとに、適正な予算の確保に努めます。

第8章 計画の推進のために

1 計画達成状況の点検及び評価

本計画の進行管理を適正に行うため、各年度において目標の達成状況を点検・評価し、その結果を踏まえて必要な対応を図ります。

また、山武圏域自立支援協議会を中心として、計画の推進に必要な事項の検討を行います。

2 関係機関等との連携

山武圏域自立支援協議会をはじめ、山武圏域の市町・保健・医療・就労・教育などの関係機関等との連携を図り、幅広い協力体制を得ながら計画を推進していきます。

また、専門的・広域的な対応が望ましい施策については、県及び山武圏域の市町と連携・協力して取り組むことで、より効果的な推進を図ります。

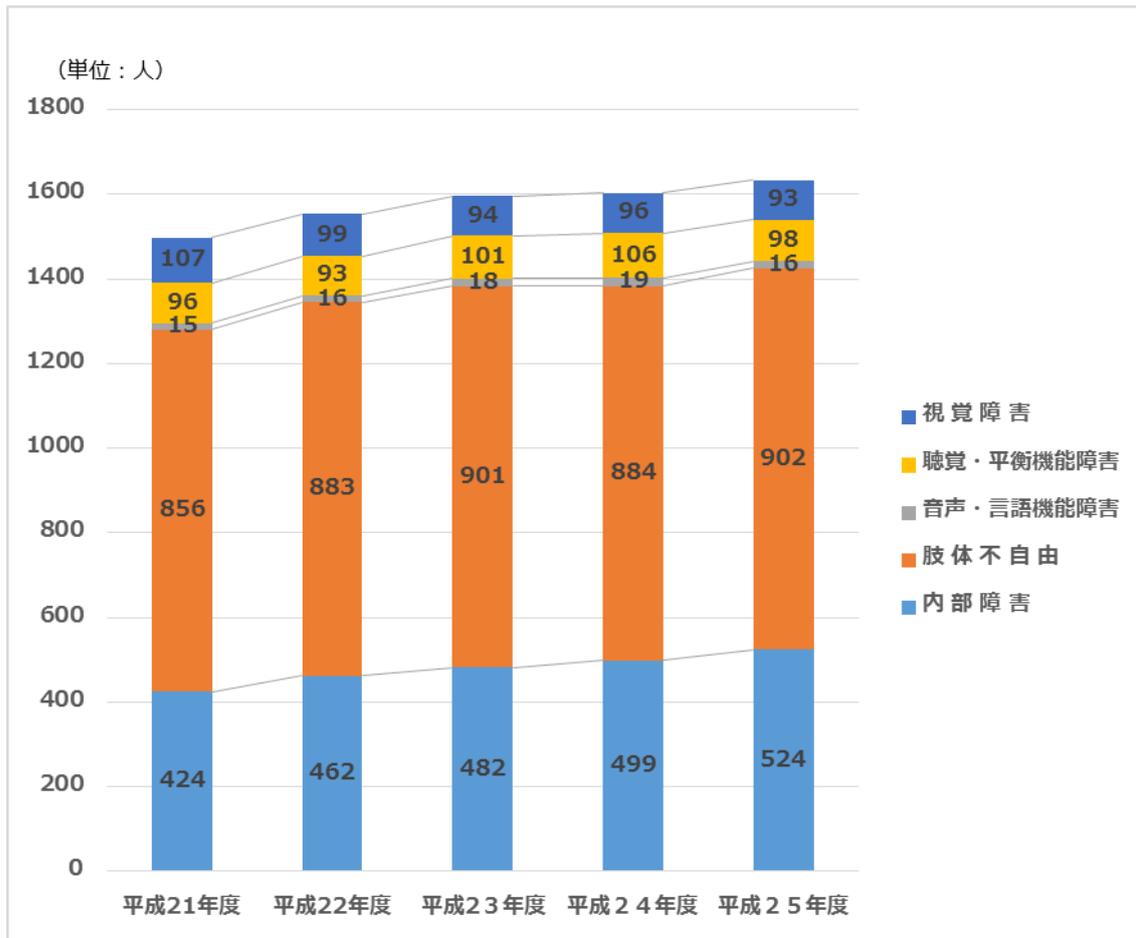
資料編

身体障害者手帳の所持状況

●障害種別身体障害者手帳所持者数の推移

各年度末現在（人）

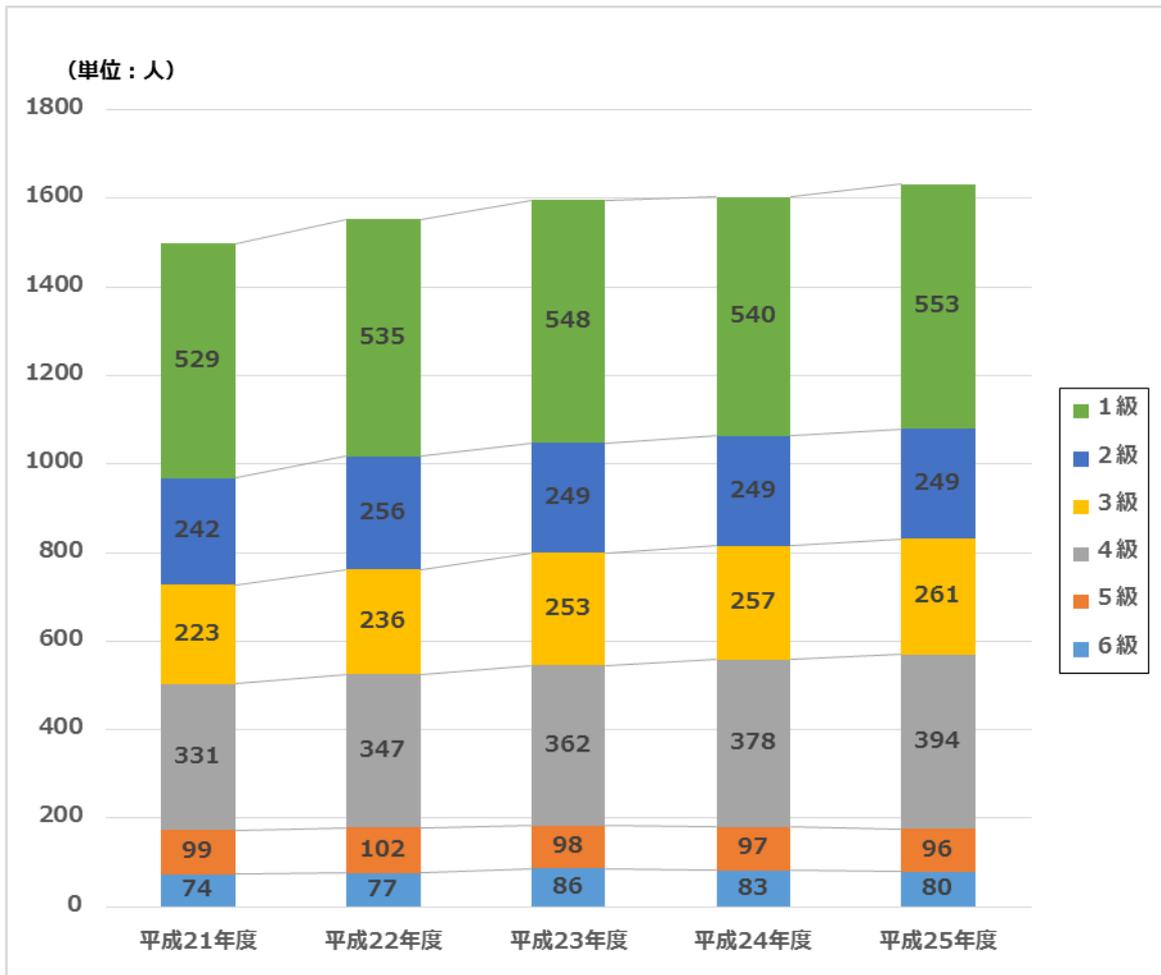
区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
視覚障害	107	99	94	96	93
聴覚・平衡機能障害	96	93	101	106	98
音声・言語機能障害	15	16	18	19	16
肢体不自由	856	883	901	884	902
内部障害	424	462	482	499	524
計	1,498	1,553	1,596	1,604	1,633



●等級別身体障害者手帳所持者数の推移

各年度末現在（人）

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
1級	529	535	548	540	553
2級	242	256	249	249	249
3級	223	236	253	257	261
4級	331	347	362	378	394
5級	99	102	98	97	96
6級	74	77	86	83	80
計	1,498	1,553	1,596	1,604	1,633

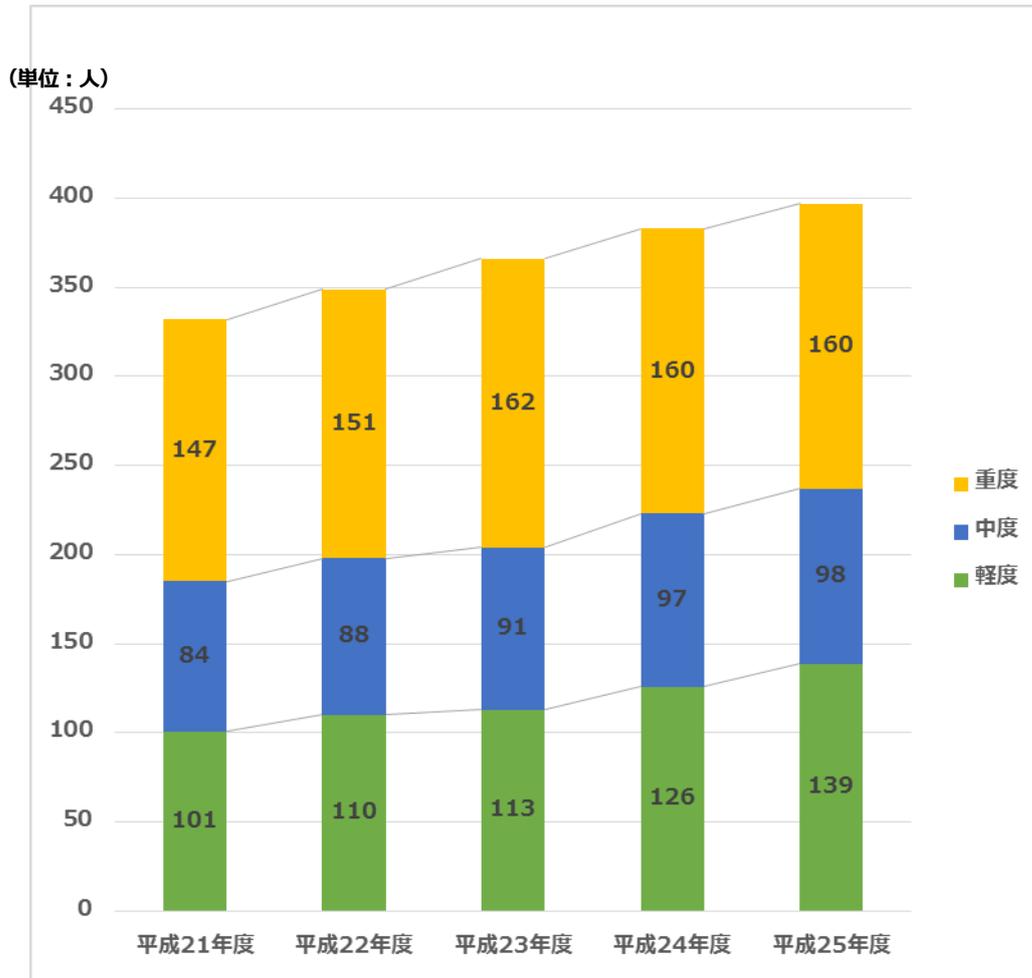


療育手帳の所持状況

●程度別療育手帳所持者数の推移

各年度末現在(人)

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
重度	147	151	162	160	160
中度	84	88	91	97	98
軽度	101	110	113	126	139
計	332	349	367	383	397

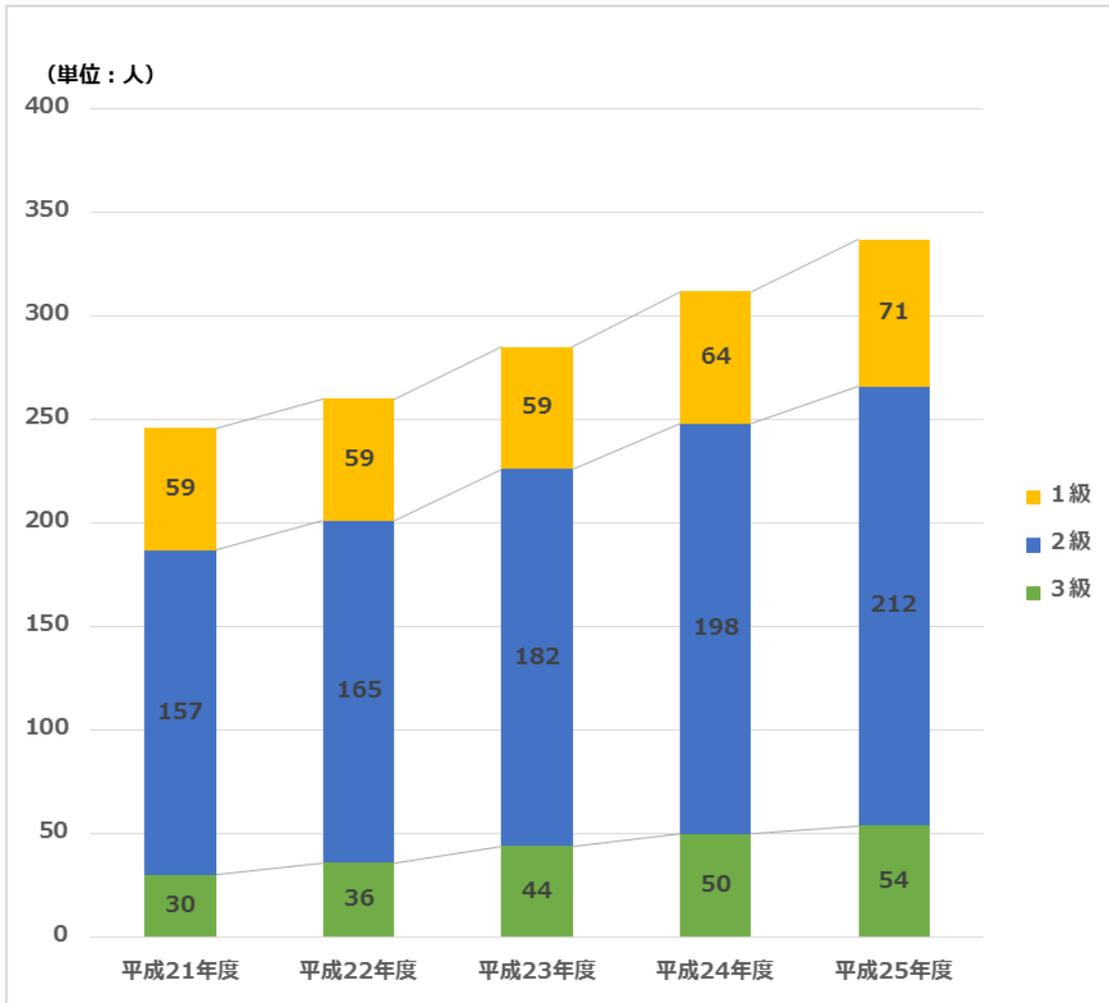


精神障害者保健福祉手帳の所持状況

●等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

各年度末現在(人)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
1級	59	59	59	64	71
2級	157	165	182	198	212
3級	30	36	44	50	54
計	246	260	285	312	337



第4期東金市障害福祉計画

発行年月：平成27年3月

発行・編集：東金市 市民福祉部 社会福祉課

〒283-8511 千葉県東金市東岩崎1番地1

TEL 0475(50)1167

FAX 0475(50)1232